

札幌都心エネルギープラン推進委員会設置要綱

令和3年（2021年）1月28日

まちづくり政策局長決裁

改定 令和4年（2022年）5月31日

改定 令和6年（2024年）7月19日

（設置及び目的）

第1条 2050年に向けた札幌都心の低炭素で持続可能なまちづくりの行政計画である「都心エネルギープラン」に基づき、プランに位置付けた取組の実施状況や調整事項等の共有及び意見交換（懇話会）を行うため、札幌都心エネルギープラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員は、都市計画・環境エネルギー・都市開発及びまちづくりに係る専門知識を有する者、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 推進委員会に、オブザーバーを置くことができる。

3 オブザーバーは、専門知識を有する者、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

（座長）

第4条 推進委員会に座長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会務を総括する。

（委員会）

第5条 推進委員会は、必要の都度市長が招集する。

2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会を開くことができない。

3 欠席する委員が指名する代理の者が出席した場合は委員が出席したものとみなす。

（謝礼）

第6条 推進委員会に出席した委員に対し、地方自治法第203条の2及び札幌市特別職の職員の給与に関する条例第1条第3号に定める「その他付属機関の委員」の報酬日額に準じて支給する。

2 支給に関し必要な事項は、あらかじめ各委員と事務局で協議する。

3 代理出席者に対しても委員同様の取扱いとする。

（部会）

第7条 座長が特定の事項について特に意見聴取及び意見交換を行うために必要と認めるとき

は、推進委員会に部会を設置することができる。

- 2 部会委員及びオブザーバーは、意見聴取及び意見交換を行う事柄についての専門知識を有する者、推進委員会の推薦を受けた者、その他座長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 部会の任期、部会長の選任、謝礼等については、第3条、第4条、第5条及び前条を準用し、その場合、「委員」を「部会委員」、「推進委員会」を「部会」、「座長」を「部会長」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 推進委員会の事務局は、まちづくり政策局政策企画部都心まちづくり推進室において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、推進委員会の運営に関し必要な事項は、推進委員会において定める。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）1月28日から施行する。

附 則

改定後の要綱は、令和4年（2022年）5月31日から適用する。

附 則

改定後の要綱は、令和6年（2024年）7月19日から適用する。